

適切な意思決定支援に関する指針について

1. 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者様・ご家族等と医師をはじめとする医療・介護従事者が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者様・ご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者様本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

2. 「人生の最終段階」の定義

- (1) がんの末期のように、予後が数日から長くとも2～3か月程度と予測ができる場合
- (2) 慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合
- (3) 脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけ死を迎える場合

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者様の状態を踏まえて、多職種にて構成される医療・ケアチームにて判断するものとする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける患者様本人が多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者様本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めるものとする。
- (2) 患者様本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、患者様本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、患者様本人との話し合いを繰り返し行うものとする。
- (3) 患者様本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できる方も含めて、患者様本人との話し合いを繰り返し行う。また、この話し合いに先立ち、患者様本人は特定のご家族等を自らの意思を推定する方として前もって定めておくものとする。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- (5) 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、患者様本人・ご家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象とはしない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

- (1) 患者様本人の意思の確認ができる場合

①方針の決定は、患者様本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報を提供と説明を行う。

そのうえで、患者様本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた患者様本人による意思決定を基本とし、多専門職から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う。

②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、患者様本人の意思は変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、患者様本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行う。また、患者様本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等も含めて話し合いを繰り返し行うものとする。

③このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録へ記載する。

(2) 患者様本人の意思が確認できない場合

患者様本人の意思の確認ができない場合には次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断で行う。

- ①ご家族等が患者様本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者様本人にとっての最善の方針をとる。
- ②ご家族等が患者様本人の意思を推定できない場合には、患者様本人にとって何が最善であるかについて、患者様本人に代わるものとしてご家族と十分に話し合い、患者様本人にとっての最善の方針をとる。
- ③ご家族がいない場合及びご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、患者様本人にとって最善の方針をとる。
- ④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、診療録へ記載する。

(3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

方針の決定に際し、患者様本人の意思の確認ができる、できないに関わらず以下のような場合、患者様本人またはご家族等の同意を得て、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針等について検討及び助言を行う。

- 医療・ケアチームの中で心身の状態により医療・ケアの内容の決定が困難な場合。
- 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。
- 家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合 等